

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金

申請要領

多度津町

■ 補助金の目的

まちの再生や高付加価値化に資する事業に必要な経費の一部を、予算の範囲内で補助することにより、本町の交流人口増加、関係人口の創出を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域のコミュニティや、地域経済の早期回復を図ります。

■ 補助対象事業

本補助金の補助対象となる事業は以下の通りです。

- ① 町内にある古民家や店舗等を活用して、地域内外の人々の交流拠点(コミュニティカフェやコワーキングスペース、サテライトオフィスなど)の整備を行うことにより、継続的に地域内外の人々の交流を促し、本町の交流人口増加や、関係人口創出が図られると町長が認める事業
- ② 町の歴史・文化・食などの地域資源を活かした新たなコンテンツ等の開発、地域内周遊の促進などにより、継続的な地域経済の活性化や高付加価値化(滞在環境の向上等による域内消費額の向上等)が図られると町長が認める事業
- ③ その他、町の再生・高付加価値化に資すると町長が認める事業

■ 補助率と補助金額

【補助率】 補助対象経費の10分の9以内（千円未満の端数切捨て）

【補助額】

補助額の上限	5,000,000 円
補助額の下限	1,000,000 円

※ 補助金の交付決定を受けた事業であっても、実績報告時点で、補助対象経費に補助率をかけて、1,000,000 円を下回りますと、補助金をお支払いできませんので、くれぐれもご注意ください。（既に概算払で補助金をお支払いしている場合は、全額返還していただきます。）

■ 予算額

10,000,000 円

■ 交付対象者

以下の要件をすべて満たす事業者又は団体が交付対象者です。

- ① 町内に主たる事業所がある事業者又は町内に所在地又は活動拠点を有する団体で、その活動実績が1年以上あること。
- ② 納期到来分の町税等に滞納がないこと。
- ③ 定款(規則・会則・役員名簿等)を備えていること。
- ④ 補助事業完了後も継続して、本補助金の活用により整備した施設等を活用して、多度津町の活性化に取り組む意思を有していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しておらず、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けていないこと。

■ 補助要件

- ① 補助事業実施の翌年度から3か年度、本事業で整備した施設やコンテンツ等の利用実績等を町長に報告いただく必要があります。
- ② 賃貸物件の改修を伴う事業の場合は、その改修内容や事業内容等について、物件所有者との協議を行い、承諾を得ておく必要があります。

■ 補助対象経費

以下の経費を補助対象経費とします。

区 分	経費の種類
報償費	○ 講師等への謝礼
需用費	○ 印刷製本費:ポスターやチラシ等の印刷費 ○ 物品購入費:事業実施に必要な不可欠な物品の購入費
役務費	○ 広告料:グッズ作成、新聞、ラジオ、インターネット等による広告宣伝費 ○ 保険料:事業効果を高めるために行われるイベントに係る保険料
使用料及び賃借料	○ 補助事業実施時に使用する施設使用料、物品賃借料
委託料	○ 専門知識・技術を要する業務(設計等)の委託料
工事費	○ 施設の改修工事費・付帯工事費
その他の経費	○ その他補助対象事業の実施に当たり町長が必要と認める経費

■ 補助対象外経費

以下の経費は補助対象経費と認められませんのでご注意ください。

- (1) 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費(ただし、跡地等の活用により、事業効果が高められると町長が認める場合を除く。)
- (2) 既存施設の改修のうち、単に維持修繕を目的とするもの
- (3) 交付対象者の経常的な活動に要する経費
- (4) 不動産の取得に要する経費
- (5) 人件費
- (6) 金券類の発行又は割引キャンペーン類の割引原資に要する経費
- (7) 公課費等その他補助することが適当でない経費
- (8) 前各号に定めるもののほか、町長が適当でないと認める経費

■ スケジュール(予定) (※別紙「関係手続きフロー図」を併せてご参照ください。)

	第 1 次募集	第 2 次募集 (※第1次募集の結果、予算に 余裕がある場合のみ)
申請受付期間	8月10日～9月15日	10月中旬～11月15日 ※申請状況によっては、第1 次募集の受付締切後、すぐに 受付を開始します。
書類審査・審査会	9月末	11月末
結果発表・交付決定	10月初旬	12月初旬

交付申請関係書類の提出から交付決定まで

- ① 必要書類を添えて、政策観光課窓口へ交付申請関係書類を提出してください。書類に不備がある場合は、受理することが出来ませんので、お早目の申請をおすすめします。

【交付申請時に必要な書類】

- 交付申請書(様式第1号)
- 事業実施計画書(様式第2号)
- 事業収支予算書(様式第3号)
- 誓約書(様式第4号)
- 賃貸物件改修等の承諾書(様式第5号) ※賃貸物件を改修する場合
- 見積書等、補助対象経費の内容がわかるもの
- 補助対象事業の内容がわかる図面 ※施設改修等を伴う場合
- 法人の履歴事項全部証明書の写し又は定款、会則、役員名簿など、組織構成がわかるもの
- 町税の直近の完納証明書又は非課税証明書 ※申請者が法人の場合
- その他、町長が必要と認めるもの

- ② 申請受付期間内に受理した事業について、書類審査や審査会などを行い、実際に町が補助を行う事業を選定します。

※ 同一の申請者からの補助金交付申請は、1回の申請受付期間当たり一度だけ受け付けます。(第1次募集で申請した事業が選定されなかった場合、第2次募集が行われた際に、あらためて申請いただくことは可能です。)

※ 原則、同一の申請者に対する交付決定は、年度内に一度だけです。

※ 予算の都合で、補助金を満額支出できない場合もあります。

交付決定から実績報告まで

① 補助金の交付決定通知を受けた方は、事業を開始してください。
※ 交付決定の日よりも前に、改修工事の契約を結んだり、物品を購入したりしている場合、その経費は補助対象経費として認められません。必ず交付決定日以降に、事業を開始するようにしてください。

② 必要に応じて、補助金の概算払を受けることができますので、ご相談ください。ただ、概算払を受けた場合、事業完了後に返還処理が生じる可能性がありますので、補助金の取り扱いには十分ご注意ください。

③ 事業内容に変更が生じる場合は、事前に変更内容について町の承認を得てください。(※補助目的などに関係が無い事業計画の軽微な変更を除く。)

④ 事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は令和 5 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて実績報告を行ってください。

実績報告から補助金の支払・精算

① ご提出いただいた実績報告書及び支出証拠書類などを確認させていただくとともに、補助金を活用して実施した内容を拝見させていただき、補助金の額を確定します。

② 確定した額の補助金をご指定の口座へお支払いします。既に補助金の概算払を受けており、補助金の返還が必要になった場合は、町が指定する日までに必ず返還してください。

■ その他

本補助金についてのご不明点は、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 ※ 受付時間(平日のみ) 8時30分 ~17時15分

多度津町政策観光課 担当 : 柏木・三浦

電話 0877-33-1116 Mail seisaku@town.tadotsu.lg.jp